

# 保全異議申立書

和歌山地方裁判所民事部保全係 御中

平成26年11月17日

債務者 吉田 益夫



当事者の表示 別紙 当事者目録記載のとおり

## 申立の趣旨

1. 債権者と債務者間の和歌山地方裁判所平成26年(ヨ)第33号「発信者情報開示等仮処分命令申立事件」について同裁判所が平成26年6月24日に行った仮処分決定を平成26年10月29日同裁判所が平成26年(ワ)第396号発信者情報開示等事件の判決に従った内容に変更する。
2. 債権者は、平成26年(ヨ)第33号「発信者情報開示等仮処分命令申立事件について」の仮処分決定で削除対象にあったが、平成26年(ワ)第396号発信者情報開示等事件の判決で、削除対象にならなかった発言の原状回復をせよ。
3. 申立費用は債権者の負担とする。  
との裁判を求めらる。

## 申立の理由

本件については、平成26年10月29日に判決のあった平成26年(ワ)第396号 発信者情報開示等請求事件と、当事者、対象、請求の趣旨が同一のものである。

平成26年(ワ)第396号 発信者情報開示等請求事件の判決では、「原告らが人格権(名誉権)に基づいて本件各スレッドの全ての情報の削除を求めることはできないというべきである。」との

判断が行われているので、本件での仮処分決定での「全ての送信を防止せよ」は、判決で、一部、否定されているため、本件での仮処分決定は、変更を必要とし、仮処分決定に従って、処置をした対象にならない発言については原状回復の必要があるので、異議を申し立てた。

なお、債務者は、本件についての答弁書で、「仮処分命令の段階で、送信防止措置を必要とした場合でも違法性を主張できない投稿については、送信防止措置を取る必要はない。」と主張していた。

以 上

## 疎 明 資 料

1. 乙第1号証 平成26年10月29日付平成26年(ワ)第396号 発信者情報開示等請求事件判決文(写し)
2. 乙第2号証 平成26年6月24日付平成26年(ヨ)第33号仮処分命令申立事件仮処分決定書(写し)
3. 乙第3号証 平成26年7月7日付書類送付について(債務者が債権者代理人に対して対象物の送信防止措置をとったことの連絡書。スレッド番号に、誤記がある。)(写し)
4. 乙第4号証 平成26年6月3日付債務者の平成26年第33号 発信者情報開示等仮処分命令申立事件に対する答弁書(写し)
5. 乙第5号証 仮処分決定の対象にならない投稿リスト内の丸印(写し)

(別紙)

## 当事者目録

〒649-6202

和歌山県岩出市根来92番地

債権者 有限会社 銀徳

代表取締役 吉村 公俊

〒649-6234

和歌山県岩出市高瀬148番地

債権者 吉村 公俊

〒640-8152

和歌山市十番丁72番地 カサ・デ まるのうち201

債務者 吉田 益夫

以 上